

# IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「IFRS 第9号『金融商品』—認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換」に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 やまね ゆういち  
山根 雄一

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）から2017年3月に公表されたアジェンダ決定案「IFRS 第9号『金融商品』—認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換」（以下「本アジェンダ決定案」という。）に対して、2017年5月にコメント・レターを送付している。

本アジェンダ決定案は、金融負債の認識の中止が生じない、償却原価で測定される金融負債の条件変更又は交換の会計処理においてIFRS 第9号を適用した場合に、企業がこのような条件変更又は交換から生じた金融負債の償却原価の修正を、当該条件変更又は交換の日に純損益に認識するかどうかに関する論点を扱うものであった。

本論点は2016年11月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは多くの企業がIFRS-ICの導いた結論に気づいていないことを懸念し、解釈指針の公開草案を公表するIFRS-ICの暫定決定を下した。一方、2017年2月の国際会計基準審議会（IASB）ボード会議でIASBは、IFRS 第9号の原則と要求事項は本論点の適切な会計処理をするための基礎を提供していると結論づけ、解釈指針の公開草案の公表に反対した。

2017年3月に行われたIFRS-IC会議でIFRS-ICは、IFRS 第9号B5.4.6項の要求事項は、支払又は受取りの見積りのすべての改訂（金融負債の認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換から生じるキャッシュ・フローの変動を含む）に適用されることを留意し、IFRS 第9号付録Aにおける償却原価の定義（金融資産と金融負債の両方に適用される）と整合的であることを確認した。また、IFRS-ICはIFRS 第9号が金融資産の条件変更の会計処理に関してIFRS 第9号5.4.3項において追加的な文言を導入したことも留意し、企業はIFRS 第9号B5.4.6項を金融負債の認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換に適用すると結論を下し、本論点を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

当委員会は、本論点が現行のIFRS 第9号の要求事項の文言からは必ずしも明確ではないと考えながらも、IFRS 第9号の発効日が近づく中で、実務ではばらつきが生じる可能性があることを考慮すると、アジェンダ決定として明確化の周知を図ることは一過性の対応として意味があると考えた。したがって、当委員会からのコメント・レターでは、基準設定のアジェンダとして取り扱わないとするIFRS-ICの提案を支持したうえで、恒久的に基準書の文言から本論点の適切な会計処理が明確に読み取れるように、次回の年次改善サイクルにおいてIFRS 第9号を修正することを提案している。